

第 2 次磐田市総合計画後期基本計画（案）

第 1 章 はじめに

1 策定の趣旨

総合計画とは、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業の体系と内容を示したものであり、本市における最上位の計画です。

本市では、平成 29 年（2017 年）度に基本構想（計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度）及び前期基本計画（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）からなる「第 2 次磐田市総合計画」を策定し、まちの将来像「たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田 ～ 今までも、これからも ずっと磐田～」の実現に向け、施策や事業を計画的に推進してきました。

第 2 次磐田市総合計画の策定から 5 年が経過し、この間、少子高齢化と人口減少の進行や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、Society5.0 の実現に向けた情報通信技術の進展のほか、地球温暖化をはじめとする環境問題や激甚化する自然災害、国際連合が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の取組みの広がりなど、本市を取り巻く社会経済情勢が変化し、その対応が求められています。

こうした中、前期基本計画の計画期間が令和 3 年度末をもって終了することから、本市を取り巻く様々な課題や社会経済状況の変化に適切に対応するとともに、令和 4 年（2022 年）度以降の 5 か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的に、後期基本計画を策定します。

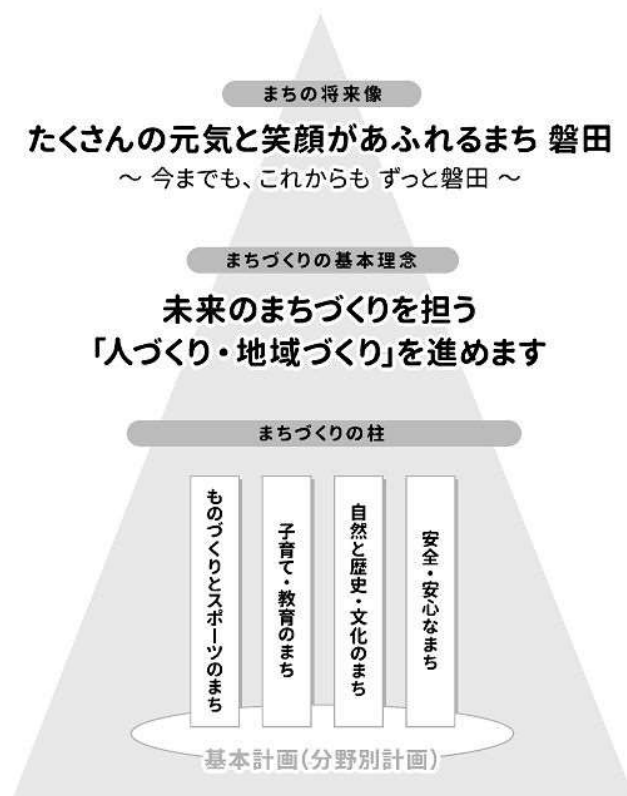
2 計画の期間

後期基本計画は、令和 4 年（2022 年）度から令和 8 年（2026 年）度までの 5 年間の計画とします。

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
基本構想		10 年間									
基本計画		前期基本計画：5 年					後期基本計画：5 年				
実施計画							計画期間 3 年			計画期間 3 年	
								計画期間 3 年			

3 計画の構成

後期基本計画は、基本構想に掲げる「まちの将来像」の実現に向け、「まちづくりの基本理念」及び「まちづくりの柱」のもと、施策を計画的に進めるためにその内容を具体的に示すものです。これらの関係について体系的に表すと次のようになります。



まちの将来像

たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田 ～ 今までも、これからも ずっと磐田 ～

本市には、豊かな自然環境、脈々と受け継がれてきた歴史・文化、元気な産業、全国レベルのスポーツなど、多くの恵まれた資源があります。これらの恵まれた地域資源を活用することで、地域、企業、住む人、みんなが元気で、たくさんの笑顔があふれ、多くの方が「住んでよかった」「住み続けたい」と言われるようなまち、発展・成長しながらも、磐田らしさを持ち続けるまち、「たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田 ～ 今までも、これからも ずっと磐田 ～」を目指します。

まちづくりの基本理念

未来のまちづくりを担う「人づくり・地域づくり」を進めます

まちの将来像を実現するためには、明るく元気なまちをつくる原動力となる「人づくり」と「地域づくり」に加え、人口減少や少子高齢化などの社会環境の変化、SDGsやSociety5.0等の新たな時代の流れに対応していくことが必要です。

後期基本計画では、本市を取り巻く環境の変化に適切に対応し、前期基本計画に引き続き4つの「まちづくりの柱」を目指し、まちづくりの基本理念を推進することで、基本構想に掲げる「まちの将来像」の実現に取り組みます。

4 本市を取り巻く環境の変化

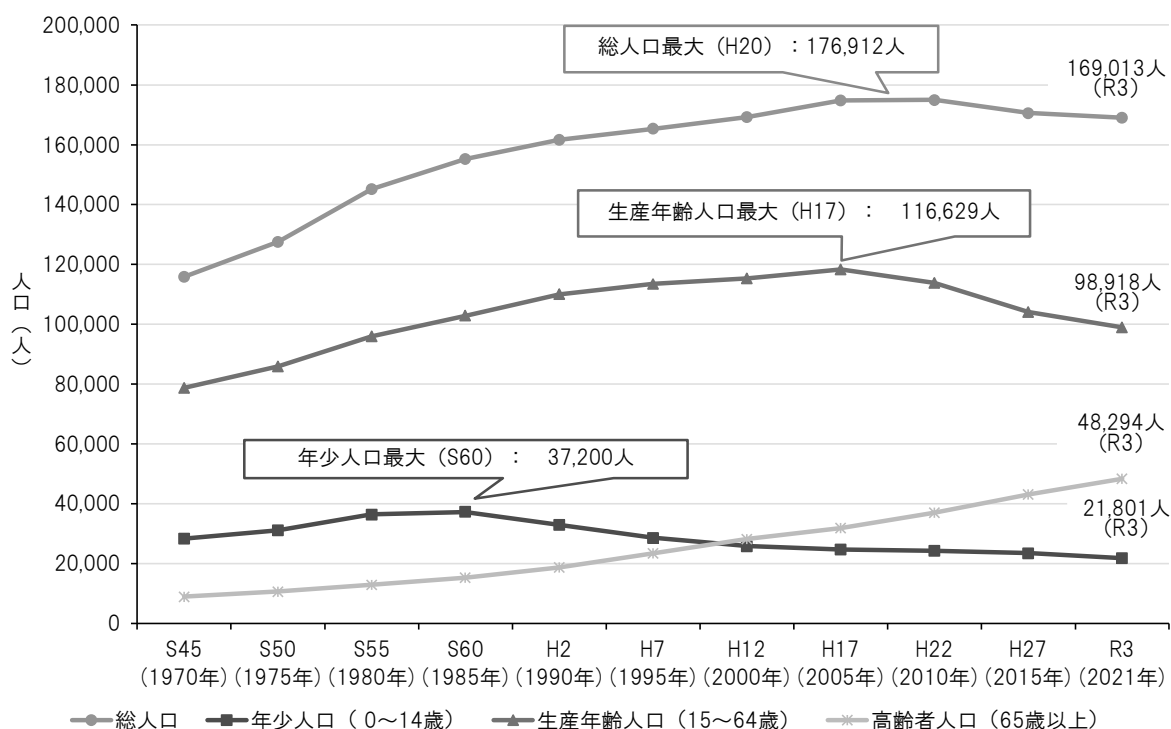
(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は平成 20 年（2008 年）12 月の 1 億 2,809 万 9 千人をピークに減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計の出生中位推計の結果では、令和 35 年（2053 年）頃には 1 億人を下回るものと推計されています。また、「人生 100 年時代」を迎え、出生数の低下や高齢者の増加は今後も進み、令和 7 年（2025 年）には高齢化率が 30.0%になると推計されています。

こうした中、本市の総人口は、平成 20 年（2008 年）をピークに減少に転じ、今後も人口減少・少子高齢化のさらなる進行が見込まれており、生産年齢人口の減少による経済活力の低下や社会保障関係費の増大のほか、地域コミュニティの担い手の減少や独居高齢者の増加といった社会的・経済的な課題が懸念されます。

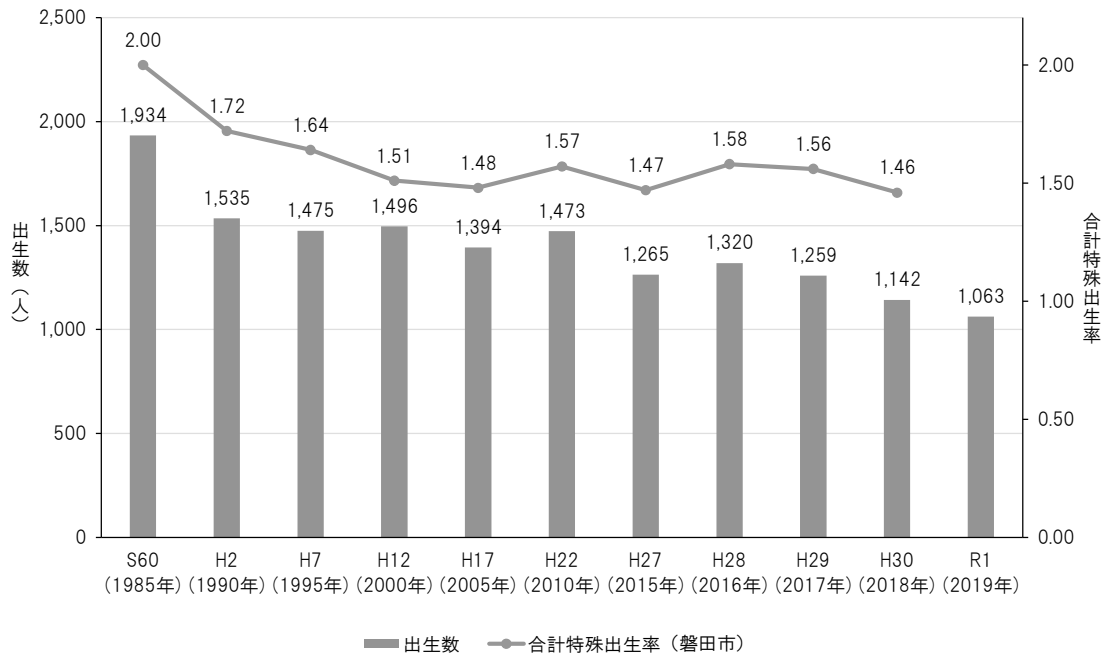
このような状況においては、子どもを産みやすく育てやすい環境づくりや教育の充実、高齢者がいつまでも健やかに過ごせる環境づくりのほか、地域のつながりの再生など、人口減少や少子高齢化が進む中でも、安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

総人口と年齢 3 区分別人口の推移



【出典】住民基本台帳

出生数と合計特殊出生率の推移



【出典】出生数：静岡県統計年鑑

合計特殊出生率：「人口動態保健所・市区町村別統計」厚生労働省

H16年（2004年）以前は旧磐田市の値。H28年（2016年）以降は独自推計。

(2) 子育て支援ニーズの多様化

少子化が進行する中、共働きの増加や就労形態の多様化、ひとり親家庭の増加などにより、子どもや保護者を取り巻く環境は大きく変化しており、保育需要の高まりや発達に関する相談の増加など、子育て支援に対するニーズは多様化しています。

本市ではこれまで、保育所やこども園の新設等による保育枠の拡大や、こども医療費の無料化、子どもから若者までのあらゆる相談に対応する「こども・若者相談センター」の開設など、子育て支援全般において、社会情勢の変化に応じた取組みを行ってきました。

引き続き、安心して子どもを産み育てられるよう、個々の家庭の状況やニーズに応じて子どもや保護者に寄り添う支援を推進することが必要になっています。

(3) 教育を取り巻く環境の変化

少子化の進行やICT（情報通信技術）の進歩、人々のライフスタイルや価値観の多様化、家庭や地域とのつながりや支え合いの変容など、学校や子どもたちの教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、「たくましい磐田人」を育成するため、子どもたちの生きる力の育成、地域力の活用、市民が活用しやすい学びの場や環境の整備や国のGIGAスクール構想に基づく1人1台端末の整備など、ICTを活用した個別最適な学びや創造性を育む学びの実現に取り組んできました。

今後も、子どもたちが将来に向かってたくましく生きていくことができるよう、次代を担う人材育成の取組みが求められています。

(4) 安全・安心に対する意識の高まり

近年、地震や大型台風、集中豪雨、竜巻などの自然災害が頻発かつ甚大化しており、様々な被害をもたらしているほか、特殊詐欺等の犯罪や新型コロナウイルスの感染拡大などにより、安全・安心に対する市民の意識はますます高まっています。

本市では、磐田市国土強靱化地域計画の策定・推進や海岸堤防（防潮堤）の整備など、災害から市民の生命・財産を守る取組みのほか、迷惑電話防止装置購入費の補助や、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、福祉の充実等、市民が安心して暮らすことができる取組みを進めてきました。

これからも、災害に備えた取組みや医療・介護の提供体制の確保をはじめ、高齢者や障がい者、子育て家庭など、誰もが安全・安心に暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

(5) 地域コミュニティの変化

人口の減少や少子高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、担い手不足や役員の高齢化で自治会の運営が困難になるなど、課題を抱える地域が増えてきています。

一方で、社会情勢の変化に伴い、個人や地域の課題は多様化・複雑化しており、住民が相互に支え合う地域コミュニティが果たす役割は、ますます重要になっていくと思われまます。

本市では、地域活動の拠点である交流センター等の整備を進めるとともに、地域の主体的な活動を支援する地域づくり応援一括交付金制度の導入など、地域が発展していくための基盤づくりを行ってきました。

今後も、「自らのまちは自らの手で」という意識のもと、一人でも多くの市民が地域活動に携わり、持続可能な地域コミュニティの実現が必要となっています。

(6) 環境問題に対する意識の高まり

近年、地球温暖化が原因とされる猛暑や豪雨などの自然災害が世界各地で頻発し、生態系にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

これらの環境問題に対応するため、国は令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出量を全体として実質ゼロにする、カーボンニュートラル（脱炭素）の実現を目指すことを宣言し、その動きが加速しています。

本市は、日本一のトンボの宝庫である桶ヶ谷沼をはじめ、森林や海岸、河川等の自然環境に恵まれ、多様な生態系があり、多くの生き物が生息しています。これらの恵まれた自然環境を市民共通の財産として今後も守り育てるため、令和 3 年（2021 年）6 月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

今後もこの豊かな自然環境を大切にしながら、環境保全と経済成長を両立させ、より暮らしやすい生活や活力のある社会を形成していくことが求められています。

(7) 産業・労働環境の変化

本市は輸送用機械器具などの製造業を中心に、その関連企業も多く集積し、ものづくりのまちとして発展してきましたが、製造品出荷額は減少傾向が続き、ピーク時の約6割となっており、今後とも人口減少と少子高齢化の進行により、市場の収縮と労働力不足が深刻化することが懸念されます。一方でAIやIoTなどの技術革新が急激に進行しており、生活の利便性を高めるイノベーションの急速な進展と、勤務する場所に制限されない多様な働き方が広がりつつあります。

本市では、このような産業・労働環境の変化に対応するため、市内事業者の新製品・新サービス開発やオフィス立地に対する支援など、企業の取組みへの支援や雇用の確保に取り組んできました。

これからも、新たな技術や働き方の変化は、企業活動や雇用などに大きな影響を及ぼすことが予測されており、市内企業の競争力の強化や多様な企業の誘致、産業振興・雇用確保などにより、地域経済の持続可能性を高める取組みが急務となっています。

(8) 公共施設老朽化への対応

本市では、全国の自治体と同様に、昭和40～50年代を中心に多くの公共施設を整備しました。教育施設などの公共建築物は、建設から30年以上が経過し大規模修繕や更新の時期を迎えるとともに、道路や橋梁、上下水道管路などのインフラ資産とともに老朽化への対応が急務となっていますが、今後、これらに要する費用の増大は、自治体にとって大きな負担となることが懸念されます。

こうした状況に対応するため、本市ではこれまで「磐田市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の更新・統廃合の検討や長寿命化等に取り組んできましたが、今後も、公共施設の最適化に向けた取組みを通じ、多様化する市民ニーズに対応した行政サービスの水準を確保するため、長期的な視点に立った取組みが必要です。

(9) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

近年のICTの飛躍的な発展は、私たちの生活に大きな変化をもたらしました。スマートフォンやパソコン端末等を利用したインターネットサービスは、生活に欠かせないものとなっており、AIやIoT、5Gなど、急速に進むデジタル技術の進歩は、私たちの生活や社会をより豊かに変えることが想定されるとともに、新たな価値の創出につなげるDXに取り組むことが求められています。

そのような中、国は、Society5.0の実現に向けデジタル庁を新たに設置するなど、あらゆる産業や社会における先端技術の活用を強力に推進することとしています。

本市では、AI・RPAの活用や、市役所窓口での支払いにキャッシュレス決済を導入するなど、住民サービス向上や業務効率化を図ってきました。

Society5.0といった新たな社会を見据え、DXを活用した持続可能な行政サービスの提供や市内企業の競争力強化に向けた取組みへの支援など、市民一人ひとりが快適で活躍できるまちづくりを進めていくことが求められています。

(10) SDGsの推進

SDGsは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の行動目標で、令和12年(2030年)を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。

SDGsの取組みは本市のまちづくりと密接に関連する部分が多く、総合計画を推進することはSDGsの達成にもつながるものです。SDGsの理念を踏まえた総合計画の推進を図ることで、持続可能なまちを目指します。



SDGsのゴールとその内容

<p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	国内及び各国間の不平等を是正する
<p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<p>12 つくる責任、つかう責任</p>	持続可能な消費生産形態を確保する
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
<p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
<p>9 産業と持続可能な産業をつくらう</p>	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

【出典】外務省国際協力局「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

(11) 多様性の尊重

人々のライフスタイルや価値観が多様化する中、家族や結婚、性などに対する考え方が大きく変化してきています。また、グローバル化の進展によって、国籍や生活文化、習慣の違いなど多様な背景を持つ方が地域社会の中で増えています。

本市には多くの外国人市民が居住しており、定住・永住することを選択する方もいます。本市では、日本語教室の実施や地域づくり活動への参加の促進など、外国人市民が安心して暮らすことができ、地域社会の構成員としての役割を果たせるよう支援を推進してきました。

これからも、誰もが個人として尊重され、一人ひとりの個性や価値観等の多様性を認め合い、その方が持つ個性や能力を発揮することができる環境づくりが求められています。

(12) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行する中、我が国では、令和2年（2020年）4月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、日常生活と社会経済活動が大きく制限される事態となりました。学校行事の中止・変更やイベント等の自粛、企業活動の停滞など、社会生活や経済活動に大きな影響を与えています。

一方、感染拡大防止の観点から、リモートワークなどの新しい働き方の浸透や、教育をはじめとした様々な分野におけるデジタル化の進展など、市民の価値観やライフスタイルの多様化が加速しています。

本市では、地域経済の活性化を目的としたキャッシュレスキャンペーン事業や中小企業の業態転換や新ビジネスへの支援、リモート会議やオンライン研修を実施できる環境の整備など、新型コロナウイルス感染症による社会・経済状況の変化や様々な課題に対応し、各種取組みを進めてきました。

今後は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、顕在化した課題を克服し、ポストコロナにおける「新たな日常」を構築していく必要があります。

5 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に準拠した推計によると、本市の人口は、令和8年（2026年）度には165,566人、令和42年（2060年）度には130,863人まで減少するとされています。

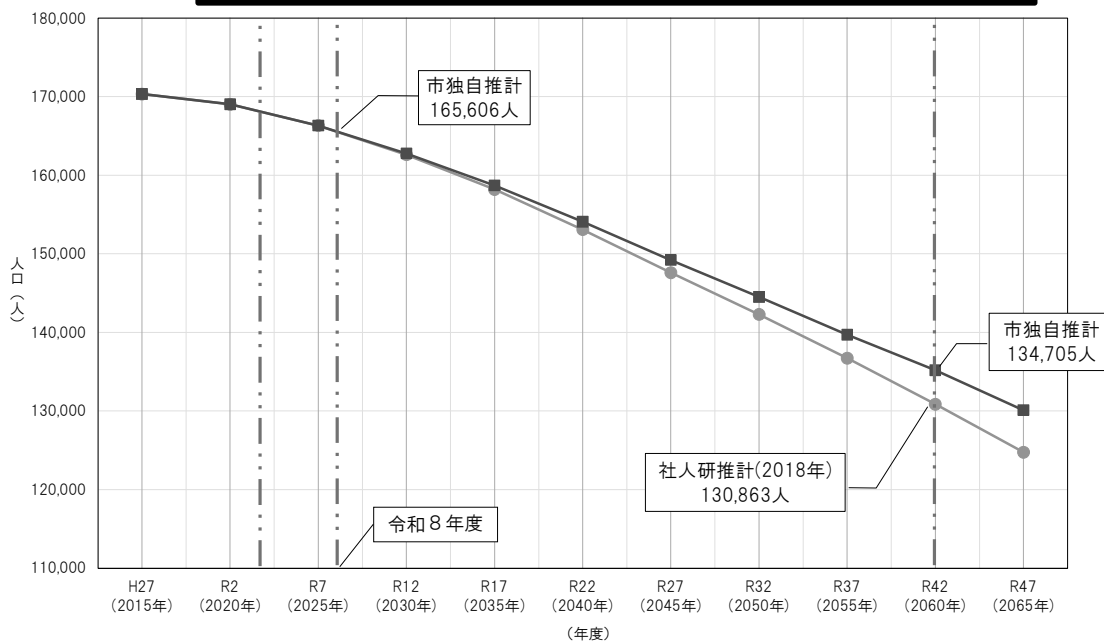
本格的な人口減少社会のなか、本市に住み続けたい、住んでみたいと思われる施策を総合的に展開し、出生数の増加と自然動態の改善を図ることで、令和8年（2026年）度には165,700人以上、令和42年（2060年）度には135,000人以上の人口を目指します。

推計の条件

- 合計特殊出生率を令和42年（2060年）までに1.86まで上昇
- 20～29歳（Uターン世代）の転入を30%増加
- 25～34歳（結婚・子育て世代）の転出を30%抑制

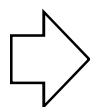
【目標】

- 令和8年度末人口：約165,700人以上
- 令和42年度末人口：約135,000人以上



【出典】：令和2年度以前は住民基本台帳

	令和2年度 (2020年度)
人口	169,013人
社人研推計(H30)	
合計特殊出生率	1.46 (H30年度)
出生数	1,093人

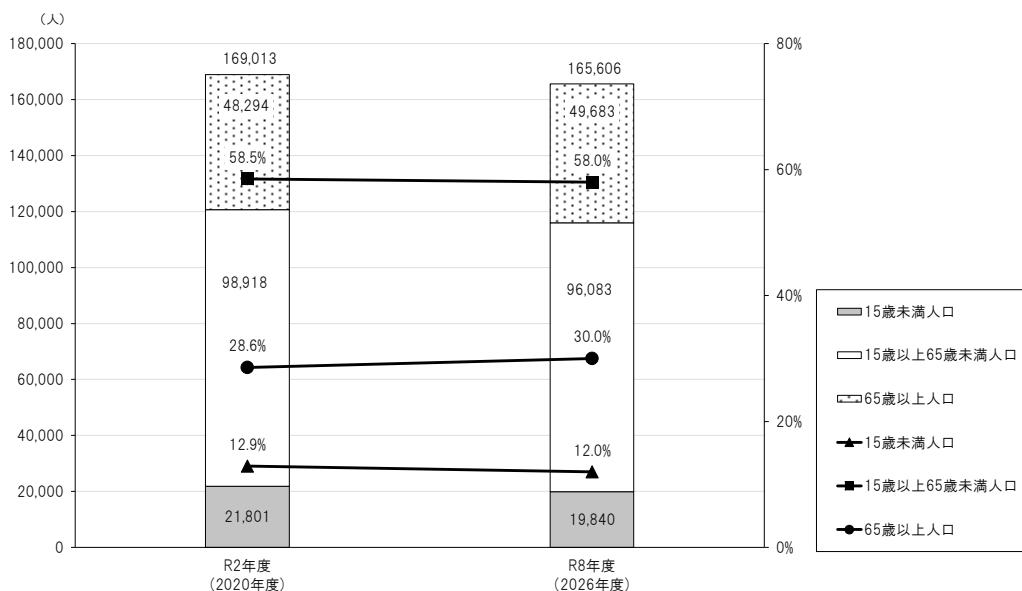


令和8年度 (2026年度)	増減
165,606人	△3,407人 (△2.02%)
165,566人	△3,447人
1.52 (R6年度)	+0.6
1,212人	+119人

先に示した推計の条件の基に、令和8年（2026年）度及び令和42年（2060年）度における年齢3区分別人口を推計すると以下のとおりとなります。

年齢3区分別人口の推計（令和8年度まで）

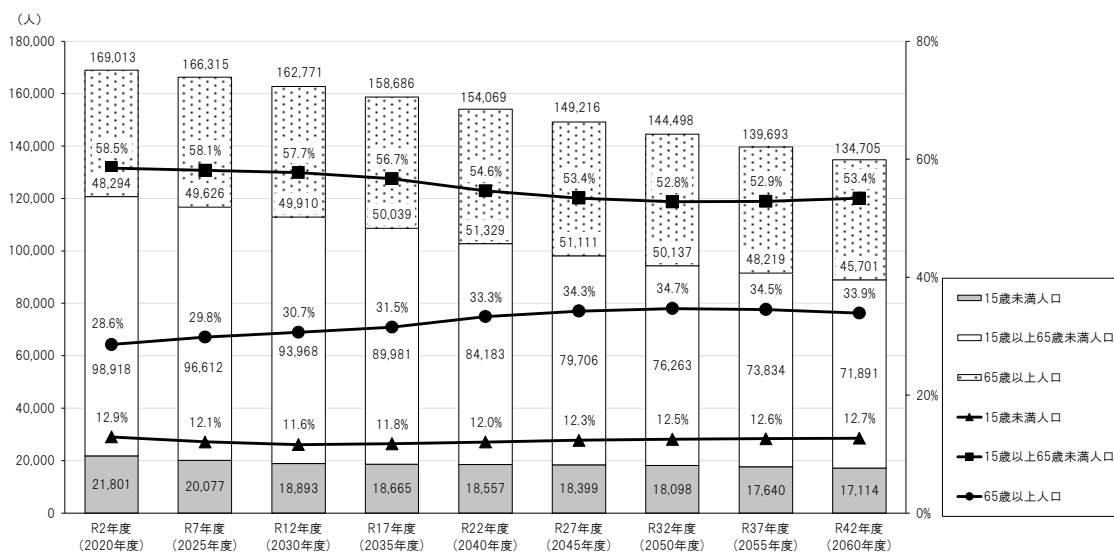
令和2年度（2020年度）と比較して、総人口が減少するなか、65歳以上の人口は増加、15歳以上65歳未満及び15歳未満の人口は減少し、少子高齢化のさらなる進行が見込まれます。



【出典】令和2年度は住民基本台帳。令和8年度は市独自推計。

年齢3区分別人口の推計（令和42年度まで）

令和2年（2020年）度と比較して、全ての年齢区分で人口が減少する一方で、15歳以上65歳未満及び15歳未満の割合が減少から維持・増加へ、65歳以上の割合が減少へと、年齢構成の変化が見込まれます。



【出典】令和2年度は住民基本台帳。令和7年度以降は市独自推計。